退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier１資本不足額				
普通株式等 Tier１資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通株式等Tier１資本				
普通株式等 Tier１資本の額（(イ) －（ロ））（ハ）				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
その他 Tier１資本調達手段に係る株主資本の額				
その他 Tier１資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier１資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他 Tier１資本調達手段の額				
その他 Tier１資本調達手段に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧 Tier１資本調達手段の額のうちその他Tier１資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他 Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりその他Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier１資本に係る基礎項目の額（ニ）				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他 Tier１資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier２資本不足額				
その他Tier１資本に係る調整項目の額（ホ）				
その他Tier１資本				
その他 Tier１資本の額（(ニ) －（ホ））（ヘ）				
Tier１資本				
Tier１資本の額（(ハ) ＋（ヘ））（ト）				
Tier２資本に係る基礎項目				
Tier２資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier２資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier２資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行する Tier２資本調達手段の額				
Tier２資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧 Tier２資本調達手段の額のうち Tier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				